



福岡県医発第 1491 号 (地)  
令和 2 年 8 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松 田 峻一良  
(公印省略)

### 8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

職場での熱中症予防対策については、令和 2 年 4 月 9 日付「令和 2 年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」(福岡県医発第 128 号 (地)) に記載の実施要綱に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところです。

例年、熱中症の発症は 7 月から 8 月にかけて急増するところ、6 月の全国の熱中症者数(7 月末までに報告があった速報値) は、昨年同時期と比較して、死傷者数が 2 倍以上となりました。

また、今年は新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務および業務量の偏りが生じているところも多くなっており、7 月末からの気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)していない場合、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。また、こうした状態で夏季休暇後に業務再開を行う際には、細心の注意が必要とされます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、基本対策及びキャンペーンに基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄  
会長 島田昇二郎

(健 I 128)  
令和 2 年 8 月 20 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 神村 裕子



### 8 月以降における熱中症予防対策の徹底について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長安全衛生部労働衛生課長より、件名についての周知協力依頼がありました。職場での熱中症予防対策については、平成21年6月19日付基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）にて示され、令和2年の職場における熱中症予防対策については、令和2年3月25日付基安発0325第4号【令和2年4月3日付日医発第28号（健 I 15）】により「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）が実施されているところでございます。

例年、熱中症の発症は7月から8月にかけて急増するところ、6月の全国の熱中症者数（7月末までに報告があった速報値）は、昨年同時期と比較して、死傷者数が2倍以上となりました。また、今年は新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務および業務量の偏りが生じているところも多くなっており、7月末からの気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していない場合、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。また、こうした状態で夏季休暇後に業務再開を行う際には、細心の注意が必要とされます。

つきましては、8月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、基本対策及びキャンペーンに基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基安労発 0805 第 2 号  
令和 2 年 8 月 5 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
( 契 印 省 略 )

### 8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）によりお示しし、令和 2 年の職場における熱中症予防対策については、令和 2 年 3 月 25 日付け基安発 0325 第 2～4 号により「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施し、業所管省庁や関係団体等と連携して取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、昨年同時期と比較して、6 月については、速報値ではあるものの、死傷者数が 2 倍以上となっていました。

例年、熱中症の発症は 7 月から 8 月にかけて急増するところ、今年は、新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務や業務量の偏りが生じているところも多くなっています。7 月末からの気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していないと、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。また、こうした状況で、夏季休暇後に、暑さに慣れていない身体で業務再開を行う際には細心の注意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、関係事業場において、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及びキャンペーンに基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

## 熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成31年・令和元年、令和2年）（人）

|                          | 5月<br>以前  | 6月        | 7月        | 7月末まで<br>の累積数 |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 令和2年<br>※同年7月末時点の<br>速報値 | 14<br>(1) | 57<br>(0) | 22<br>(2) | 93<br>(3)     |

|                                    |           |           |            |            |
|------------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|
| 平成31年・令和元<br>年<br>※同年7月末時点の<br>速報値 | 28<br>(0) | 24<br>(0) | 20<br>(7)  | 72<br>(7)  |
| 平成31年・令和元<br>年<br>※確定値             | 30<br>(0) | 45<br>(1) | 177<br>(5) | 252<br>(6) |

| 8月          | 9月        | 10月<br>以降 |
|-------------|-----------|-----------|
| 472<br>(15) | 97<br>(3) | 8<br>(1)  |

- 令和2年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は300人以上に上ると推定される。
- 平成31年・令和元年8月（確定値）において、450人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
- ※ 括弧内は、死亡者数（内数）。
- ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
- ※ 休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告及び都道府県労働局による把握人数。

## （参考）平成31年・令和元年の職場における熱中症による死傷災害発生の概要

職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は、前年より減少したものの829人と依然として多く、うち死亡者は25人となっています。死亡災害の発生は8月に集中し、死亡者を業種別に見ると、建設業10人、製造業と警備業がそれぞれ4人などとなっています。死亡災害には、防護服や着ぐるみなど、通気性の悪い衣服を着用していた事例も含まれています。

死傷者については、過去10年で初めて製造業での発生が建設業より多くなりました。炎天下での作業だけでなく、通風の悪い屋内作業においても注意が必要です。また、熱中症が原因で、高所から墜落する、車両の運転中に交通事故が起きるなど、第三者を巻き込みかねない事例もあります。